

教育職員の初任給水準の引上げについて（提案）

1 提案理由

本市では、いわゆる「団塊の世代」教員の大量退職、新任教員の大量採用が続いており、管理職不足の解消、教員の資質向上、優秀な人材の確保といった喫緊の課題を抱えている。これらの課題の解消を図るため、人事給与制度における「教員のモチベーション向上」及び「優秀な人材の確保」に資する施策を検討してきた。

「教員のモチベーション向上」については、がんばっている教員がよりがんばれるよう、この4月から主務教諭制度を導入するとともに職務の困難度や責任に応じた給料表を導入したところである。

一方で、「優秀な人材の確保」については、多くの優秀な教員を獲得し、本市の教育水準の更なる向上を図っていくためには、様々な人材確保策を複合的に実施することが必要であり、中でも新規採用者の初任給水準の向上が不可欠であることから現在は政令市において中位程度である初任給水準の引上げを行うため、次のとおり提案する。

2 提案内容

(1) 対象者

平成 31 年度以降に採用する大卒の高等学校等教育職給料表適用者で初任給号給が 21 号給未満の者及び小学校・中学校教育職給料表適用者で初任給号給が 29 号給未満の者

平成 31 年度以降に採用する短大卒の小学校・中学校教育職給料表適用者で初任給号給が 19 号給未満の者

(2) 具体的な手法

- ・制度導入後のイメージは別紙【図 1-1】のとおりとなる。
- ・採用初年度は、高等学校等教育職給料表適用者においては 21 号給、小学校・中学校教育職給料表適用者においては 29 号給（短大卒の場合は 19 号給）に相当する給料月額を支給する。
- ・この改正により最大 12 号給相当、1 ヶ月当たり本給ベースで約 24,000 円（教職調整額、地域手当込みの場合約 29,000 円）の引上げとなる。
- ・採用 2 年目から採用 4 年目まで 1 号給に相当する給料月額を加算して支給することを基本とし、次の計算式により引上げ後の給料月額を決定する。

（引き上げの号給）

○小学校・中学校教育職給料表適用者

大学卒：引き上げの仮定号給 = (本来号給 - その者の初任給号給) ÷ 4 + 29 ※端数切捨て

短大卒：引き上げの仮定号給 = (本来号給 - その者の初任給号給) ÷ 4 + 19 ※端数切捨て

○高等学校等教育職給料表適用者

大学卒：引上げ後の仮定号給 = (本来号給 - その者の初任給号給) ÷ 4 + 21 ※端数切捨て

- ・本来の号給に基づく給料月額が引上げ後の給料月額以上の金額となるまでは、引上げ後の給料月額を支給するものとする。